

現代日本論概論 「現代日本における家族」

2年生対象: 2009年度前期 (3セメスター: 授業コード=L32102)

<火1>文学部第2講義室 (旧「文大」)

『講義概要』 p. 157 記載内容

講義題目: 現代日本における家族

◆到達目標: (1) 家族研究の基礎的な概念と理論を理解する; (2) 実証的データに基づいて現代日本における家族の現状を把握する

◆授業内容・目的・方法: 「家族」をめぐる問題は、さまざまな学問領域で研究対象となっています。この授業では、社会学を中心に、法学・経済学・人口学などにおける家族研究の成果を概観したうえで、現代日本社会における家族問題について考えていきます。トピックとしては、親族関係の分析、家族の形態と制度、結婚と離婚、出生と育児、ライフコースからみた家族、人口変動と家族などをとりあげます。

◇教科書: 清水浩昭・森謙二・岩上真珠・山田昌弘 (編) (2004) 『家族革命』弘文堂。

◇成績評価の方法: 授業中の課題 (30%)、中間試験 (35%)、期末試験 (35%) を合計して評価する。

教科書以外の参考文献

- 山田昌弘 (1994) 『近代家族のゆくえ: 家族と愛情のパラドックス』新曜社。
- 利谷信義 (2005) 『家族の法』有斐閣。
- 和田光平 (2006) 『Excel で学ぶ人口統計学』オーム社。
- 八代尚宏 (1993) 『結婚の経済学』二見書房。
- 藤見純子・西野理子 (編) (2009) 『現代日本人の家族: NFRJ からみたその姿』有斐閣。

授業の概要

1. イントロダクション (4/14)
2. 親族と家族 (4/21)
3. 家族の法 (1): 夫婦関係 (4/28)
4. 家族の法 (2): 親子関係 (5/12)
5. 家族の法 (3): 離婚・離縁・相続 (5/19)
6. 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (5/26)
7. 人口と家族 (2): 結婚と出生 (6/2)
8. 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/9) [このあたりで中間試験]
9. 家族の経済学 (1): 生産と分配 (6/16)
10. 家族の経済学 (2): 夫婦の交渉ゲーム (6/23)
11. 家族の経済学 (3): 産業・職業・家事労働 (6/30)
12. 家族変動 (1): 近代家族の誕生 (7/7)
13. 家族変動 (2): 現代の家族問題 (7/14)
14. 期末試験 (7/21)

※ () 内の日付は、学期前のおおよその計画をあらわしているが、実際の授業の進行状況によって前後にずれることがある。

2009.4.14

現代日本論概論「現代日本における家族」(田中重人)

受講登録フォーム

氏名：

学年：

学生番号：

所属 (文学部日本語教育学専修以外の場合)：

興味のあること (非学術的な内容でも可)：

予備知識の調査 (成績評価には関係ありません)

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

(3) 民法 (1947年法律 222号) の第1編～第5編にはそれぞれどういうタイトルがついているか。

第1編:

第2編:

第3編:

第4編:

第5編:

(4) 「平均寿命」とは何か。計算方法をふくめて説明せよ。

予備知識の調査：解答例

(1) 「核家族」とは何か。簡単に説明せよ。

夫婦と未婚の子供のセットのこと。

(2) 「M字型曲線」とは何か。簡単に説明せよ。

女性の年齢級別の労働力率（または就業率）のグラフを描くと、両側にふたつの山があってその間が落ち込んだ形になる。この形がアルファベットの「M」に似ているため、「M字型曲線」と呼ばれる。

(3) 民法（1947年法律222号）の第1編～第5編にはそれぞれどのようなタイトルがついているか。

第1編: 総則

第2編: 物権

第3編: 債権

第4編: 親族

第5編: 相続

(4) 「平均寿命」とは何か。計算方法をふくめて説明せよ。

出生から死亡までの時間の長さを「寿命」という。寿命は人によってちがうが、その平均値が「平均寿命」である。通常、ある年の年齢別死亡率をもとにして、それが不変であるという仮定の下での「生命表」を描き、そこから寿命の分布（＝何歳で死亡する人が何人いるか）を求めて平均を計算する。

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」(2009)

第2回 親族と家族 (4/21)

親族

「親族」(kinship) とは …… 親子関係と夫婦関係でたどれる間柄の人々のこと

- ・ 孫 = 子供の子供
- ・ 祖父母 = 親の親
- ・ 兄弟姉妹 = 親の子
- ・ 姑・舅 = 配偶者の親
- ・ 甥・姪 =
- ・ 義理の兄弟姉妹 =

(1) 親子関係だけでたどれる範囲の人々を「**血族**」(consanguinity)、夫婦関係をたどらないとたどりつけない人々を「**姻族**」(affinity) という。

(2) 親族のうち、世代的に上の者を「**尊属**」(ascendant)、下の者を「**卑属**」(descendant)という。

(3) 世代を上または下に一方的に進んでたどり着ける場合を「**直系**」(lineal)、折り返さないたとどりつけない場合を「**傍系**」(collateral) という。

(4) 親族関係の近さをあらわすのに「**親等**」(degree) を用いる。これは、親子関係を何回経由するとその人にたどり着けるか、その回数を数えるものである (ローマ法方式)。

【問題】 上にあげた「孫」から「義理の兄弟姉妹」までについて、上記の (1)~(4) にしたがって分類してみよう。

家系図 (family tree) による表現

女性が○、男性が△

尊属が上、卑属が下

夫婦関係は横の二重線 (=)

親子関係は縦の単線 (|)、ただし子供が複数のときは枝分かれした櫛型の線にする

家族とは

「**家族**」(family) とは …… 親族関係を基盤として形成される社会集団のこと

「社会集団」(social group) とは …… つぎの条件をすべて満たす人々の集まり

- (1) 継続的な相互作用
- (2) 共同の目標
- (3) 規範 (norm) による規制
- (4) 地位 (status) と役割 (role) の配分
- (5) 一体的な「われわれ」感情 (we-consciousness)

単に「集団」(group) と呼ぶことも多い。

【問題】 この定義にあてはまる「社会集団」の具体例をあげてみよう。

※ 「集団」であるかどうかは共同主観的 (intersubjective) な問題である

※ 社会調査などでこのような条件をいちいち調べるのはむずかしい。そのため、ほとんどの家族研究は「世帯」(居住と生計を共にする人々) を単位としておこなわれてきた。

※ 特に小規模なもの (せいぜい十数人くらい) だけを「家族」と呼び、大規模な親族集団と区別する論者もいる

※ 相互作用の質や目標の内容に限定を加えて「家族」を定義する論者もいる (森岡, 1983)

家族の形態

家族の中にどのような親族関係がふくまれるか?

「夫婦家族」(conjugal family) …… 夫婦とその未婚の子からなる家族

(「核家族」と呼ばれることもある。下記の、分析単位としての「核家族」と区別すること)

- ・ 夫婦のみ
- ・ 夫婦と未婚子
- ・ 片親と未婚子
- ・ (未婚のきょうだいのみ)

「拡大家族」(extended family) …… 夫婦とその未婚の子以外の親族をふくむ家族

- ・ 直系家族 (lineal family) …… 夫婦が2組以上。それらの夫婦は直系の関係にある
- ・ 複合家族 (joint family) …… 夫婦が2組以上。それらのなかに傍系の関係が含まれる
- ・ その他

核家族

「**核家族**」(nuclear family) とは …… 夫婦と未婚の子のうち、存在するもののセット

家族の形態の分析単位として有用。

文化人類学者 George P. Murdock の「核家族普遍説」に由来する。

※ この範囲の人が実際に「家族」を形成しているかとは関係ないので注意。

- ・ 子供の側からみた核家族のことを「**定位家族**」(family of orientation) という
- ・ 親の側からみた核家族のことを「**生殖家族**」(family of procreation)

※ 単に「子供のころに所属していた家族」「結婚して以降の家族」という意味で使われることも多い

【**宿題**】フィクション (小説・映画・ドラマ・漫画など) にあらわれる家族関係について、

- ・ 家計図を作成し、
- ・ 家族の形態としてはどのように分類されるか、
- ・ 上記の「社会集団」の条件にどの程度あてはまっているかを考察せよ。A4 判用紙 2 枚程度にまとめて次回提出。対象とした小説等が同定できるように情報を書くこと。

文献

森岡清美 (1983) 『家族社会学入門』(新版) 有斐閣.

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」（2009）

第3回 家族の法 (1): 夫婦関係 (4/28)

法律について調べる際の注意事項

- ・ 法律の条文の調べかた
- ・ 判例の調べかた
- ・ 学説の調べかた

結婚とは

「結婚」(marriage) という制度は、全世界のほとんどの人類社会に存在する。

- ・ 性関係の排他性
- ・ 子供の父親の確定 (嫡出推定)
- ・ 経済的な共同性

しかし、その内容は社会によっておおきくちがう。

- ・ 結婚相手の人数 (単婚／複婚)
- ・ 結婚できる人々の範囲
- ・ 結婚にともなう権利と義務
- ・ 結婚の成立条件
- ・ 離婚制度

日本社会における結婚

法律上の「婚姻」は「婚姻届」を出すことで成立する。口頭で届けることもできるが、たいいていは書面での届出による。

- ・ 夫婦がそれぞれ署名・捺印する
- ・ 住所など、必要な事項を記入する
- ・ 成人の証人2人が必要
- ・ 本籍地以外の市区町村に出す場合は戸籍謄本が必要

ただし、婚姻届を出していなくても、2人による実質的な共同生活が営まれている場合 (内縁あるいは事実婚) も、婚姻に準じてあつかわれることが多い (準婚)。

いわゆる内縁は、婚姻の届出を欠くがゆえに、法律上の婚姻ということとはできないが、男女が協力して夫婦としての生活を営む結合であるという点においては、婚姻関係と異なるものではなく、これを婚姻に準ずる関係ということを妨げない (最高裁判所 1958年4月11日)

同居・協力・扶助の義務、婚姻費用の分担義務、財産の共有推定、日常家事債務の連帯責任、関係解消の際の財産分与など。

一方、相続権、嫡出推定、夫婦と子供の同一氏などについては、事実婚は法律上の婚姻とは区別される。

「婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」を「配偶者」としてあつかう法律も多い (たとえば健康保険法 3条)。

婚姻の条件

- ・ 異性婚 (憲法 24条) → 同性カップルの結婚
- ・ 年齢 (民法 731条): 女性16歳、男性18歳 (父母の同意が必要) → 男女平等の問題
- ・ 重婚の禁止 (民法 732条, 刑法 184条)
- ・ 再婚禁止期間 (民法 733条): 前婚の終了から6ヶ月 → 嫡出推定 (300日) との関係
- ・ 近親婚の禁止 (民法 734-736条): 直系親族と3親等以内の傍系血族

婚姻と戸籍

「戸籍」とは……日本国民の親族関係を記録したデータベース。1947年の戸籍法改正以降、核家族を基本的な単位として編成されている。(教科書 p.49)

戸籍は「本籍地」のある自治体で保管される。また、ひとつの戸籍に記載されている者の姓は「筆頭者」の姓によって決まる (戸籍の「氏」)。

→ 夫婦同氏問題 (教科書 p.29)

→ 住民基本台帳とも連動している

婚姻届は、現在居住している自治体、または夫婦どちらかの本籍地がある自治体に提出する。提出すると、婚姻届に記載した本籍地に、あたらしい戸籍がつけられる。

夫婦の権利と義務

貞操の義務

夫婦間の貞操義務を定めた条文は存在しない。ただし、不貞行為は離婚の原因のひとつ (民法 770 条) であり、また不法行為として損害賠償の責任が生じる場合がある。

同居・協力・扶助の義務

夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。(民法 752 条)

ただし、夫婦の共同生活上、合理的な理由があれば別居してよいとする判例が確立している。

婚姻費用の分担義務

夫婦は、その資産、収入その他一切の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を分担する。(民法 760 条)

夫婦と未成熟子の間で同等の生活水準を保障する「生活保持の義務」があり、そのための費用を「婚姻 (から生ずる) 費用」と呼んでいる。

日常家事債務の連帯責任

夫婦の一方が日常の家事に関して第三者と法律行為をしたときは、他の一方は、これによって生じた債務について、連帯してその責任を負う。……(民法 761 条)

「日常の家事」とは、夫婦の生活水準に照らして相当程度の衣食住や娯楽、医療、子供の教育などを指す。

夫婦間の契約取消権

夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる。ただし、第三者の権利を害することはできない。(民法 754 条)

夫婦間の契約取消権は、夫婦関係が円満である場合に限られる。破綻した夫婦間での契約は取り消せないとする判例が確立している。

夫婦財産契約

夫婦間の財産関係については、「夫婦財産契約」(民法 755-759 条) を結ぶことができる。この契約は、婚姻前に登記しておかなければならず、また婚姻後には変更できない。実際の契約数はきわめてすくない

法定財産制

夫婦財産契約がなければ、夫婦の財産関係は民法 762 条にしたがう。

特有財産……夫婦それぞれが婚姻前から持っていた財産と、婚姻中に自分の名義でえた財産
共有財産……夫婦のどちらかに帰属するかがあきらかでない財産

実際には、夫婦が協力してえた財産 (特に不動産) については、一方の名義になっていても、共有財産とみなす判例が確立している。

→ 離婚の際の財産分与 (次々回)

子供の嫡出推定と認知

→ 次回

参考文献

いしかわまりこ・村井のり子・藤井康子 (2003) 『リーガル・リサーチ』日本評論社。

水野紀子・大村敦志・窪田充見 (編) (2007) 『家族法判例百選 第7版』(別冊ジュリスト 193) 有斐閣。

利谷信義 (2005) 『家族の法』有斐閣。

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」（2009）

第4回 家族の法 (2): 親子関係 (5/12)

日本社会における親子関係

法律上、親子関係は実親子と養親子にわかれる。

- ・ 実親子関係 (parent/child by blood).....子供の出生によって発生
- ・ 養親子関係 (adoption).....養子縁組によって発生

実親子関係は、親の結婚・離婚とはいちおう独立。

ただし、実際には、父親と実子との関係の認定は、父母の結婚状況によって左右される。「嫡出推定」および「認知」

養子縁組をおこなっても、実親子関係はなくなる
（「特別養子」の場合を除く）

実親子関係

実親子関係は、子供の出生によって生じる。 出生届、出生証明書

母親との関係は、出産によって確定する

父親との関係は.....

- ・ 婚姻中に妊娠した子供は夫の子供（嫡出子）と推定される = 嫡出性 (legitimacy) の推定
具体的には、婚姻の成立から 200 日後、解消（離婚・死別）から 300 日以内（民法 772 条）
夫は 1 年以内に否認の訴えを起こすことができる（民法 774-778 条）
- ・ それ以外の場合、父親による「認知」(affiliate) が必要
母との婚姻後に父が出生届を出した場合（戸籍法 62 条）
父が「認知届」を出した場合（戸籍法 60 条）
子供（または代理人）は認知の訴えを起こすことができる（民法 787 条）
子供あるいは利害関係者は、認知の無効の訴えを起こすことができる（民法 786 条）

嫡出子 / 非嫡出子と戸籍

- ・ 婚姻している（いた）夫婦を父母とする子供を「嫡出子」という。認知後に婚姻した場合や婚姻中に認知した場合をふくむ。
- ・ 嫡出子以外の子供を「嫡出でない子」（非嫡出子）という。父が認知している場合とそうでない場合がある。
- ・ 子供は、出生届の時点で、母または父が筆頭者になっていれば、その戸籍に記載される。そうでない場合は、親子だけの新たな戸籍がつけられる。
- ・ かつては戸籍上（および住民基本台帳）の続柄の記載で、嫡出かそうでないかがわかるようになっていた。現在は、嫡出 / 非嫡出に関わらず「長女」「長男」などと記載されている。

養親子関係

「養子縁組」(adoption).....血縁上の親子関係がない者同士の間には、法律上の親子関係を擬制する制度。

養子縁組の条件

- ・ 養親は成人でなければならない
- ・ 養子は養親より年長であってはならない
- ・ 尊属を養子にすることはできない
- ・ 未成年者あるいは被後見人を養子にするには家庭裁判所の許可が必要

現代日本社会における養子縁組の大部分は、成人を養子とするものである。

養子縁組は、「離縁」によって解消できる 次回

「特別養子縁組」.....実方の血族との親族関係を終了させ、養親子間に実親子と同様の親子関係を法律上発生させる制度（民法 817 条の 2-11: 1987 年新設）。

- ・ 6 歳未満の子供で、父母による養育が困難な特別な事情がある場合
- ・ 従前の父母の同意が必要（虐待が行われている場合などを除く）
- ・ 養親は 25 歳以上で有配偶でなければならない
- ・ 家庭裁判所の審判によって成立する
- ・ 実の親子関係とそれに基づく親族関係は、これによって終了する

親権

「親権」(custody) ……未成年の子供の扶養・教育・財産管理をおこなう義務と権利 (民法 818 条)。

居所指定権・懲戒権・職業許可権・財産管理権・代表権 (民法 820-824 条)

- ・ 父母が親権者になる。養子縁組がおこなわれた場合は、養親が優先
- ・ 父母が結婚していれば、共同で親権をおこなう
- ・ 離婚するときは、未成年の子供の親権者を決めなければならない。
- ・ 子供の養育・扶養の義務は、親権者でない親にもある (ただし親権者の方が優先される)。
- ・ 親権者は、家庭裁判所の許可を得て、親権を辞することができる。
- ・ 親権が濫用された場合、家庭裁判所は親権の喪失を宣告できる。

相続

次回

http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/family/

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」(2009)

第5回 家族の法 (3): 離婚・離縁・相続 (5/19)

離婚 (divorce)

婚姻は、一方の死亡または離婚によって解消する。

離婚の方法には、夫婦の合意で「離婚届」を提出する協議離婚、家庭裁判所での「調停」、家庭裁判所に訴訟を起こす場合の3種類がある。ただし、訴訟を起こすには、その前に調停をおこなわなければならない（「調停前置主義」）。年間の離婚件数の約9割が協議離婚、約9%が調停離婚である（人口動態統計 2007）。

未成年の子供がいる場合、夫婦のどちらが親権をおこなうかも離婚手続きのなかで決める（民法 766 条）。財産分与などの経済的な給付（離婚給付）については、離婚と同時に決めてもよいし、離婚成立後にあらためて決めてもよい。

夫婦のうち、筆頭者でないほうが元の戸籍に戻るか、新しい戸籍がつくられる（その場合の氏は元の戸籍とおなじになる：「復氏」）。ただし、3ヶ月以内に届け出ることによって、婚姻中の氏を称することができるようになる（「婚氏統称」）。子供の戸籍は、婚姻中と同じ。

協議離婚

夫婦は、その協議で、離婚をすることができる（民法 763 条）

具体的には、「離婚届」を役所に提出する。夫婦間に合意があり、書類に不備がなければ、それで離婚が成立する。ただし、未成年の子供については、夫婦のどちらが親権をおこなうかを決めなければならない。

離婚届を勝手に出されるのを防ぐため、「不受理申出」をおこなっておくことができる。

調停と審判

夫婦の一方（または双方）は家庭裁判所に「調停」を申し立てることができる。裁判官1名と調停委員2名（男女）が調整して、離婚が回避不可能な状態かどうか、離婚するならどのような条件にするかを決める。

夫婦が離婚することに合意すれば、それで離婚が成立する。

合意しない場合でも、「審判」によって離婚を命じることができる（家事審判法 24 条）。これにたいして、当事者は2週間以内に異議を申し立てることができる。異議を申し立てると、審判は無効になる（家事審判法 25 条）。

裁判離婚

調停によって離婚が成立しなかったときは、夫婦の一方は、家庭裁判所に離婚の訴訟を提起す

ることができる。

夫婦の一方は、次に掲げる場合に限り、離婚の訴えを提起することができる。

1. 配偶者に不貞な行為があったとき。
2. 配偶者から悪意で遺棄されたとき。
3. 配偶者の生死が3年以上明らかでないとき。
4. 配偶者が強度の精神病にかかり、回復の見込みがないとき。
5. その他婚姻を継続し難い重大な事由があるとき。

（民法 770 条）

裁判所による判決に対しては、高等裁判所への控訴、最高裁判所への上告ができる。

なお、裁判途中で被告が原告の請求をそのまま「認諾」する場合、あるいは「和解」がおこなわれる場合がある。かつては、このような場合にも、当事者があらためて離婚届を提出しなければ離婚が成立しなかった。このようなケースは協議離婚としてあつかわれていた。2003 年成立の人事訴訟法（2004 年施行）によって、認諾と和解の手続きがそのまま離婚を確定させる効力を持つことになった。現在では、統計上も、「認諾」「和解」による離婚をそれぞれ独立のカテゴリとしてあつかうようになっている。

離婚が認められる理由は上記のように漠然としたものである。個々の裁判において、それぞれの夫婦の事情を考慮しながら判決が下されてきたため、基準は必ずしも一貫していない。特に、第5項の「婚姻を継続し難い重大な事由」に何をふくめるかについては、判決によってかなりの幅がある。特に、夫婦関係が実質的に破綻している場合、その原因をつくった側からの離婚の請求を認めるかが問題になる。

裁判所は、婚姻の破綻について責任のある側（有責配偶者）からの離婚請求を認めない立場をながらくとってきた。

上告人さえ情婦との関係を解消し、よき夫として被上告人のもとに帰り来るとすれば、何時でも夫婦関係は円満に継続し得べき筈である、即ち上告人の意思如何にかかることであつて、かくの如きは未だ以前記法条にいう「婚姻を継続し難い重大な事由」に該当するものということは出来ない。〔……〕結局上告人が勝手に情婦を持ち、その為め最早被上告人とは同棲出来ないから、これを追い出すということに帰着するのであつて、もしかかる請求が是認されるならば、被上告人は全く俗にいう踏んだり蹴たりである。法はかくの如き不徳義勝手気儘を許すものではない。（1952 年 2 月 19 日 最高裁判所判決：夫の浮気によって婚姻関係継続が困難になったケース）

有責配偶者からの請求であっても、実質的に婚姻が破綻していることを理由に離婚を認める立場を「破綻主義」(no-fault divorce) と呼ぶ。下記の最高裁判所の判例では、きびしい限定をつけた上で有責配偶者からの離婚請求を認めた。このような立場を特に「消極的破綻主義」と呼ぶことがある。

夫婦としての共同生活の実体を欠くようになり、その回復の見込みが全くない状態に至つた場合には、当該婚姻は、もはや社会生活上の実質的基礎を失つているものというべきであり、〔……〕

[……] 夫婦の別居が両当事者の年齢及び同居期間との対比において相当の長期間に及び、その間に未成熟の子が存在しない場合には、相手方配偶者が離婚により精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態におかれる等離婚請求を認容することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情の認められない限り、当該請求は、有責配偶者からの請求であるとの一事をもつて許されないとすることはできないものと解するのが相当である。(1987年9月2日 最高裁判所判決: 36年間別居し、未成熟子がいないケース)

離婚給付

離婚をした者の一方は、相手方に対して「財産分与」を請求することができる(民法768条, 771条)。離婚後に請求してもよい。実際には、離婚時にまとめて処理してしまうことが多い。

財産分与の目的や根拠について、法律は何も規定しない。しかし、学説・判例上、婚姻中に得た財産の清算と、離婚後の生活に関する扶養(または補償)のふたつの側面をふくむとされている。

分与額の決めかたについても法律上の規定はない。現在では、財産の清算については、特別の事情がないかぎり半分ずつとする基準が定着してきている。扶養/補償については、離婚後の生活が困窮しそうな場合の最低限の生活保障だけでよいとする立場から、婚姻中の分業によって職業上の地位に差が生じたことについて公平に調整すべきだとする立場まで、かなりの幅がある。また、分与の対象となる「財産」の範囲もひろがってきている(退職金、年金、職業資格、ブランド、稼働能力など)。

そのほか、離婚の原因について一方に責任があるとして、「慰籍料」を請求する場合がある。これを財産分与にふくめる説と、別物であるとする説がある。慰籍料と財産分与の両方をふくめて、離婚の際におこなわれる経済的な給付の全体を「離婚給付」と呼ぶ。また、婚姻中の費用負担などについての清算、子供の養育にかかる費用の請求も同時におこなわれることがある。

親権と養育義務

未成年の子供がいる場合、離婚後にその子供の親権をどちらがおこなうかを決めなければならない。かつては夫が親権をおこなうケースが多かったが、1960年代後半に逆転し、現在では妻がおこなうケースが8割を占める。裁判で親権を決める場合には、子供の福祉が最優先とされる。具体的な基準としては、生育環境の継続性、子供の意思、母性優先など。

親権をおこなわない場合も、親子関係がなくなるわけではない。したがって、子供に会ったり文通したりする権利(面接交渉権)があるとされている。また、子供の養育の義務も残る。特に、経済的な側面から子供の生活費(いわゆる「養育費」)を負担する義務があるが、実際には離婚の際に養育費の取り決めをおこなわないケースが多く、また取り決めがあってもきちんと支払われないままになってしまうこともある。

内縁・事実婚の解消

内縁・事実婚の解消について、法律上の規定はない。特に届出等を必要とせず、共同生活がなくなったときに解消したとみなされる。

実務上は、法律上の婚姻とできるかぎり同様にあつかうべきとされており(内縁準婚論)、財産の分与などを請求することができる。

離縁

養子縁組は、「離縁」によって解消できる(民法811, 814条)。ただし特別養子を除く。

離縁の手続きは、離婚とほぼ同等。

養子・養親が死亡した後も離縁の手続きをとることができる。養子縁組を通じての血族関係を終了させたいときに使う。

相続

人が死亡した場合、財産は相続(inheritance)の対象となる。

遺言相続

遺言によって相続財産の行き先を決めることができる。ただし、遺言は一定の形式を備えていなければ無効(民法960条)なので、注意。

遺言がある場合でも、兄弟姉妹以外の法定相続人(次項参照)は、財産全体の1/3~1/2を自分(たち)が相続する「遺留分」として請求できる。

法定相続

遺言がない場合、民法の規定にしたがって「法定相続」がおこなわれる

- ・ 配偶者と子供の間で 1/2 ずつ
- ・ または配偶者 2/3 : 親 1/3
- ・ または配偶者 3/4 : 兄弟姉妹 1/4

これらの人々を「法定相続人」とよぶ。法定相続人が死亡している場合、その直系卑属が法定相続人となる。同順位の相続人が複数いる場合は、その間で均等に分ける。ただし、非嫡出子は嫡出子の半分、異母/異父の兄弟姉妹は父母の両方を共通とする兄弟姉妹の半分の相続分となる(民法900条)。前者については、出生に基づく差別であって憲法14条違反だという説が有力だが、判例では、立法の裁量の範囲内で合憲とされている(2003年3月31日 最高裁判所判決)。

相続分の原則は以上のとおりであるが、これに「特別受益分」を差し引いて「寄与分」を加えた額が計算される。「特別受益分」とは、法定相続人が、相続される人の生前に(または遺言によって)うけた贈与をいう。「寄与分」とは、相続の対象となる財産のうち、相続人の寄与によって形成された部分をいう。

課題

次々週まで

1. 下記の項目 A.~D. からひとつを選び、その項目について調べて A4 用紙 2~4 枚程度にまとめる。それぞれの制度について (1) 存在理由、(2) 時代による変化、(3) 現在問題になっていること、の 3 点を必ずふくめること。各項目に参考文献をつけてあるが、それ以外に必要な文献・資料を自分で調べること。参考にした資料は必ず明記すること。複数人で協力・分担して連名で作成してもよい。ただし、誰がどの部分を担当したのかをあきらかにすること。
2. 課題 1. の遂行にあたって、どのように資料を調べたか、調べ足りないこと、今後調べるとしたらどのような論点がありうるかを A4 用紙 1 枚にまとめる。課題 1. を連名で作成した場合でも、課題 2. はひとりずつ作成すること。

A. 夫婦同氏制度

森謙二 (2004) 「夫婦別氏」教科書 pp. 29-37 .

B. 内縁準婚

古川環子 (2009) 「事実婚の法的保護と内縁保護法理についての一考察」『岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要』 27, pp. 41-58 <<http://eprints.lib.okayama-u.ac.jp/15049/>>, 2009 年 5 月 18 日閲覧 .

C. 嫡出推定における 300 日規定

二宮周平 (2007) 「親子関係否定の法理の解釈論的検討: 事実主義の立場から」『立命館法学』 316, pp. 1756-1786 <<http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/07-6/ninomiya.pdf>>, 2009 年 5 月 18 日閲覧 .

D. 生殖補助医療が使用された場合の親子関係の決定

家永登 (2004) 「生殖革命と揺らぐ親子関係」教科書 pp. 221-229 .

次週まで

教科書の pp. 19-28, 106-112 を読み、図 3 (p. 25) と 図 4 (p. 26) が何を意味しているかを考えておくこと

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/family/>

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」（2009）

第6回 人口と家族 (1): 人口学の考えかた (5/26)

人口学とは

「人口」(population)……ある属性（たとえば居住地・年齢・性別など）に該当する人間の数

人口について研究する学問を「人口学」と呼ぶ。狭い意味では、人口やその変動をとらえるための理論をあつかう「形式人口学」(formal demography) だけを「人口学」と呼び、人口に関わる具体的な諸問題をあつかう「人口研究」(population studies) と区別することがある。

- ・ 人口静態……ある一時点における人口の状態
- ・ 人口動態……ある一定期間における人口変動要因（出生・死亡・移動など）の変化

データ収集

人口静態のデータ

- ・ 「国勢調査」(5年に一度)
- ・ 住民基本台帳
- ・ 外国人登録

人口動態のデータ

- ・ 各種届出: 出生届、死亡届、転出・転入届、出入国管理、婚姻届、離婚届……
- ・ 標本調査: 「出生動向基本調査」など

※ 「業務統計」＝住民登録、戸籍編成など、行政上の業務のための届出による

※ 「調査統計」＝統計のための調査による。「国勢調査」や「出生動向基本調査」など。

指標の算出

基本的なデータは「人数」のかたちである。これを目的にあわせて加工する。

人口静態の場合

- ・ 人口ピラミッド：性別・年齢別の人数
→ 性比、平均年齢など

- ・ 年齢3区分: (0-14歳; 15-64歳; 65歳以上)
→ 年少人口係数、老年人口係数（高齢化率）、従属人口指数など
- ・ 配偶関係別、地域別、職業別などの人数・構成比
- ・ 世帯数、世帯規模・世帯構成別の構成比

人口動態の場合（通常、西暦年の1年間について集計する）

- ・ 出生数、死亡数、人口移動数など
- ・ 「年央人口」で割って、出生率、死亡率、移動率などを求める。「普通○○率」「粗○○率」と呼ぶこともある。
日本では「年央人口」として毎年10月1日時点の人口を使うのがふつう。
「人口1,000人あたり」をあらわす千分率（‰）で表示することが多い。
これらは男女別に求めるのがふつう。
- ・ 本人または母親の年齢別に数と率を求める：年齢別死亡率、年齢別出生率など
- ・ 年齢構造の影響を除去する：合計（特殊）出生率、標準化死亡率など
- ・ 生命表 → 平均余命、平均寿命など

将来推計人口

将来における人口とその変動を予測する。

現在では、将来の変化について何種類かの「シナリオ」をつくっておき、これと過去・現在の人口統計データとを一定の理論モデルに投入して推計する方法が主流。

家族研究と人口学

人々の行動が人口構造にあたる影響

人々が選択が集積して人口構造をつくる。

たとえば……結婚しない人の増加 → 出生率の低下 → 子供数の減少 → 高齢化

人々の選択肢に対する人口学的制約

人口の状況は、人々の選択肢に影響をあたえる。

たとえば……直系家族世帯比率の問題 = 子供と親が同居するかどうか

- ・ 親が生存していないと同居できない
→ 死亡率が低いほど、同居できる率が上がる
- ・ きょうだいのなかでひとりだけが親と同居する
→ きょうだいが多いほど、同居できる子供の率が下がる
→ 出生率の問題

親と同居するという選択が可能な子供のうち、どの程度の割合で同居がみられるかを考えなければならぬ。

標準的ライフコース

「多くの人がどのように行動しているか」によって、人生のすごしかた (life-course) の「標準」ができることがある。

たとえば …… 何歳まで生きると仮定して人生を設計するか? 子供を持つのは「ふつう」か? 持つとしたら何人持つか?

人口政策と家族政策

人口・家族は、ともに、政策の重要なターゲットになってきた。
たとえば、出生率をコントロールするには、結婚をはじめとする家族に関する政策との整合性が問題となる。

人口動態

人口方程式 (demographic equation)

$$\begin{aligned} \text{人口増加} &= \text{自然増加} + \text{社会増加} \\ &= (\text{出生} - \text{死亡}) + (\text{流入} - \text{流出}) \end{aligned}$$

現代日本社会では、国際移動による増減は非常に少ない。日本全体の人口の変動は、ほぼ自然増加で決まると考えてよい。すなわち、出生数と死亡数の差である。

コーホート観察と期間観察

出生コーホート (birth cohort) …… おなじ年に生まれた人々を指す。単に「コーホート」と呼ばれることも多い

※ 「コーホート」とは、おなじ時期におなじ出来事を経験した人々の集団をいう。

コーホート観察 …… ある年に生まれた人たちのその後の動向を観察していくこと。

期間 (period) 観察 …… 一時点 (あるいは一定期間) における状態を観察すること。

年齢構造の影響

人口に関するさまざまな属性の中でも、性別と年齢は特別に重要な位置を占める。

性別 …… ほとんどの人口指標は、男女別に計算される
年齢 …… 出生・死亡などの発生確率は年齢によっておおきくちがう。このため、年齢構造が変化すると、人口比でみた出生率や死亡率が変化する。この変化を除くためにさまざまな指標が考案されている。

- 標準化死亡率 …… 「基準」となる年齢構造を適当に仮定して死亡率を計算する (「年齢調整死亡率」あるいは「訂正死亡率」ともいう)
- 合計 (特殊) 出生率 …… 各年齢に1人ずつしかいない社会を仮定して出生数を求める

人口変動

人口は、かなりダイナミックに変動する

- 等比数列的な増加・減少
- 年齢構造の変動

人口転換 (demographic transition)

近代化にともなって、死亡率が低下し、ついで出生率が下がる。この結果として、近代社会は、

多産多死 → 多産少死 → 少産少死

という変化を経験する。日本社会では、1920年代～1950年代ごろ。

人口ピラミッド

ある時点での人口を、左が男性、右が女性、下が若年、上が高齢になるようにして、グラフにあらわしたものを。年齢構造の特徴を人目で把握できる。

現代日本では、どの年齢層が多く、どの年齢層が少ないか?

文献

和田光平 (2006) 『Excelで学ぶ人口統計学』オーム社。

京極高宣・高橋重郷 (編) (2008) 『日本の人口減少社会を読み解く: 最新データからみる少子高齢化』中央法規出版。

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/family/>

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」(2009)

第7回 人口と家族 (2): 結婚と出生 (6/2)

出生力 (fertility)

個人あるいはその集合体としての人口が産み出す出生の水準。

同様の用語として、「死力」「婚姻力」などがある

出生力を具体的に測定したものが各種の出生の指標（普通出生率、総出生率、合計出生率など）である。

「合計（特殊）出生率」とは：

期間観察とコーホート観察のちがい

「完結出生児数」とは：

「完結出生力」とは：

婚姻と出生

現代日本社会では、婚姻外の出生（非嫡出子）はきわめて少ない。

法律上の婚姻が出生の事実上の前提になっていると考えることが多い

婚姻内出生力（有配偶者に限定して計算される）

有配偶者に限定した完結出生児数（教科書 p. 108）

未婚化・晩婚化

生涯未婚率とは：

1960年以降の女性の未婚率の上昇

1980年以降の男性の未婚率の上昇

「平均初婚年齢」には2種類ある。

- ・ 人口動態統計に基づくもの：その年に婚姻届を出した初婚夫婦のそれぞれの年齢の平均値
- ・ SMAM (singulate mean age at first marriage)：未婚でいる期間の平均値。人口動態統計（にほんでは国勢調査）の年齢別未婚率を使い、平均寿命と同様の方法で計算する。ただし、生涯（ふつう50歳まで）未婚の人口を除いて計算する。

未婚化と出生力低下の関係ははっきりしない（コーホート観察のむずかしさ）。

すくなくとも半分くらいは結婚の遅れが原因か。

中間試験

来週の授業の前半で中間試験をおこないます。なんでも持ち込み可。出題範囲は、今日の授業内容まで。

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/family/>

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」（2009）

第9回 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (6/16)

基本的な用語

ライフサイクル (life cycle): 生命をもつものの一生の生活にみられる規則的な推移

ライフステージ (life stage): 人間一生の発達過程に認められる諸段階

ライフコース (life course): 年齢別に分化した役割と出来事を経つつ個人がたどる生涯の道
(いずれも、森岡清美・塩原勉・本間康平編（1993）『新社会学辞典』有斐閣）

人間は、さまざまな領域での活動に参加したり退出したりする。また、それぞれの領域でさまざまな地位 (status) や 役割 (role) を獲得したり喪失したりする。このような、活動領域と地位・役割の変化がライフステージの移行をもたらす。

年齢と出来事

就学年齢.....

雇用可能年齢.....

婚姻可能年齢.....

成人.....

定年.....

年金受給年齢.....

そのほか、人生にはさまざまな重要な出来事 (event) がある：学校卒業、子供の誕生、親の死... これらの出来事の経験年齢や順序には、社会的な標準が存在する。また規範 (norm) によって強く統制されている場合がある。

人によって置かれている状況が違う。また個人が選択できる幅も大きいため、個人差が著しい。

寿命の伸びとライフサイクル

寿命が伸びると、人生の全体の時間が増加する。しかし、ライフサイクルの各段階はそれにあわせて比例的に伸びるわけではない (教科書 p. 137)。

- ・ 遅くなったもの：学校卒業、結婚、第1子誕生、定年など
- ・ 変化なし：就学、成人、末子誕生、育児期終了など
- ・ 早まったもの：第2次性徴など

<http://www.sal.tohoku.ac.jp/~tsigeto/family/>

作成：田中重人（講師）

現代日本論概論「現代日本における家族」(2009)

第10回 人口と家族 (3): ライフサイクルの変化 (つづき) (6/23)

課題 1

下図を参考にして、5年前、現在、5年後の「役割複合体」を描いてみよう

(嶋崎尚子 (2008) 『ライフコースの社会学』学文社, p. 30)

課題 2

砂漠の中、孤立無援の状態で、X と Y のふたりが出会った。X は缶詰を持ち、Y は缶切りを持っている。食糧は、この缶詰のほかになく、また近い将来に手に入る見込みもない。

- (1) この状況で、Y の缶切りを使うほかに缶詰をあける方法はないものとする。このとき、
 - (a) 缶詰の中身は X と Y にどのように分配されるのが望ましいか?
 - (b) 実際には、X と Y は缶詰の中身をどのように分配するだろうか?
それぞれ、理由をつけて答えよ。
- (2) X は、缶切りを使わなくても缶詰を (岩に叩きつけるなどして) あけることができる。ただし、このときには缶詰の中身の半分がこぼれてしまい、残りの半分しか食べることができない。この仮定のもとで、上記と同様に (a) (b) について答えよ。
- (3) Y は非常に衰弱しており、栄養をとらないと生命が危うい状態にある。これに対して X は、じゅうぶんな栄養を摂取しており、生命の危険は当面ない。この仮定のもとで、上記と同様に (a) (b) について答えよ。
- (4) Y の持っている缶切りは、もともと X が所有していたものを Y が盗んだものとする。この仮定のもとで、上記と同様に (a) (b) について答えよ。

第 11 回 家族の経済学 (1): 生産と分配 (6/30)

経済学とは

希少な資源 (resource) を利用した生産とその成果の分配をあつかう

原料 + 生産設備 + 労働 → 生産物

「原料」と「生産設備」のちがいは:

生産設備のことを「資本」(capital) ともいう。

「べき」と「である」の区別

前回の課題はふたつの側面をもっている

(a) 生産の成果はどのように分配されるべきか

「分配的正義」(distributive justice) の研究 → 厚生経済学・倫理学・哲学の課題

(b) ふたりの交渉は、実際にはどのような結末になるか

2人協力ゲームにおける交渉問題 (bargaining problem) → ゲーム論 (game theory) の課題

前者は「価値」(value) の問題

後者は「価値自由」(value-free) な理論あるいは実証研究の課題

分配的正義の諸原理

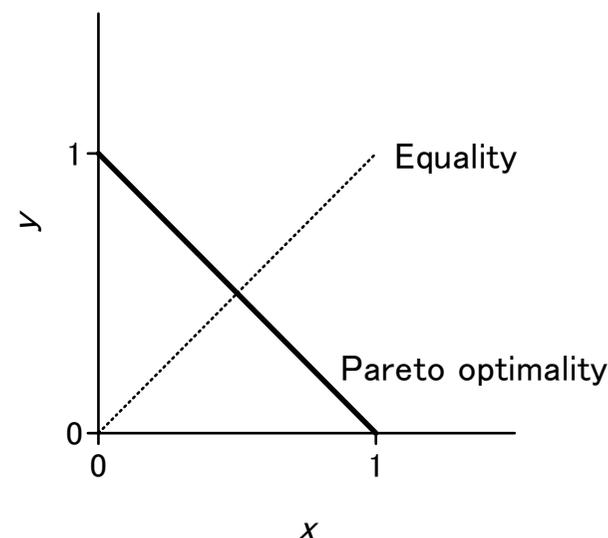
ふたつの「社会状態」A と B を比較したときに、どちらがより「良い」といえるか?

衡平 (equity): 「貢献」に比例した分配

平等 (equality): 全員に等しく分配する

マキシミン (maxmin): いちばん不遇な人の状態をできるだけ改善する (Rowls の「格差原理」)
(cf. 生存権の保障、Sen の「潜在能力」の理論)

パレート最適性 (Pareto optimality): A においては、B にくらべて少なくともひとりの状態が改善されており、状態が悪くなった人はひとりもない → $A \succ B$ と判断する



前回課題の (a) において各自が採用した原理はどのようなものだったか?

2人協力ゲームにおける交渉問題

経済学の前提:

- ・ 利己的な行為者
- ・ 分権的な意思決定

「協力ゲーム」(cooperative game) …… プレーヤー間で話し合いができ、拘束力のある契約を結ぶことができる

交渉 (bargaining) における結果 …… パレート最適状態からどこが選ばれるか

→ 権力 (power) の問題

- ・ Voice 型の権力
- ・ Exit 型の権力

文献

佐伯胖 (1980) 『「決め方」の論理: 社会的決定理論への招待』東京大学出版会.

中山幹夫 (2005) 『社会的ゲームの理論入門』勁草書房.